

## 災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定

芝山町(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)は、芝山町内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、広範囲の通信障害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「大規模通信障害等」という。)の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模通信障害等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して通信設備復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

### (連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模通信障害等の場合は、通信設備復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

### (相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の通信設備復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材・情報等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1)乙による甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による通信障害情報の発信

(2)甲による乙への主な要請

乙が保有する広報手段による広報活動の要請

### (重要施設の優先復旧)

第4条 芝山町内の通信設備復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

(1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

(2) 指定避難所として開設されている施設

(3) 災害対応の中核機能となる芝山町災害対策本部が存在する施設

2 乙は、通信設備復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信設備復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

### (広報活動)

第5条 乙は、芝山町内において通信障害が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の3ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(定めのない事項等)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月24日

千葉県山武郡芝山町小池992番地  
甲 芝山町  
芝山町長 相川 勝重

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデンビルD棟13階  
乙 東日本電信電話株式会社  
取締役 千葉事業部長 境 麻千子

## 災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書

芝山町(以下「甲」という。 )と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。 )は、令和 2年12月24日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」(以下「基本協定」という。 )に基づき、災害時等において大規模通信障害等が発生した際に甲乙連携する作業及び予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第1条 本覚書は、災害対策基本法(以下「災対法」という。 )、道路法その他関係法令及び芝山町地域防災計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行い、もって大規模通信障害等を早期に復旧することを目的とする。

### (対象区域)

第2条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

### (定義)

第3条 「復旧作業」とは、通信障害の応急措置等を行うための次の各号の作業をいう。

- (1) 通信ケーブルや電話柱など通信設備が損傷しており、その応急措置等の実施に伴い必要な接触している樹木などの障害物の除去等。
- (2) 通信ケーブルや電話柱など通信設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている通信設備の除去等。
- 2 「啓開作業」とは、道路の交通に支障となる障害物の除去等を行うための次の各号の作業をいう。
  - (1) 前項第1号の復旧作業に伴い除去される以外の障害物の除去等。
  - (2) 復旧作業の現場内において、復旧作業又は道路を通行させるために必要な障害物の除去等。
  - (3) 復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。
- 3 「予防措置」とは、通信ケーブルや電話柱などの周辺において、災害時の倒木を未然に防止するため、平常時(災害によるものではない。 )に伐採や剪定を実施することをいう。

### (復旧作業及び啓開作業の協力)

第4条 乙は、応急措置等を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 3 甲が復旧作業を実施するにあたり、通信ケーブル等に接触している障害物の除去等作業で、甲自ら実施することが、困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。
- 4 乙は、前項により、甲からの技術員の派遣要請に基づき、直ちに乙の技術員を派遣する。

- 5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業を要請することができる。  
なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 6 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業を実施する。
- 7 甲及び乙は、双方による資機材、労力を効果的に発現するため、状況に応じて、甲乙協力して同じ現場にて復旧作業及び啓開作業を行うことを要請することができる。この場合において、同条第2項、第3項、第5項及び第6項を準用する。
- 8 第1項、第5項及び第7項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。
- 9 災害などの状況により、応急措置等を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

#### (費用負担)

- 第5条 第4条第2項及び第9項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
  - 3 第4条第7項により実施した復旧作業及び啓開作業に要した費用については、各々が要した費用を各々が負担することとする。
  - 4 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

#### (障害物等の保管、土地の一時使用)

- 第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。
- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法その他関係法令に基づき、他人の土地を一時使用できる。

#### (連絡体制)

- 第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間通信障害発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。
- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

#### (実施責任)

- 第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
- 2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。
  - 3 第4条第3項に基づく技術員の指示による作業については、乙が責を負うが、甲が乙の指示に従わず、独自に作業を実施した場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(その他)

第10条 甲及び乙は、通信設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第11条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年12月24日

千葉県山武郡芝山町小池992番地  
甲 芝山町  
芝山町長 相川 勝重

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデンビルD棟13階  
乙 東日本電信電話株式会社  
取締役 千葉事業部長 境 麻千子

## 災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書

芝山町(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)は、令和 2年12月24日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)に基づき、甲及び乙の情報共有及び連絡調整員の派遣に関して、必要な事項を定める。

### (目的)

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模通信障害の発生時において、乙は株式会社 NTT 東日本ー南関東の社員(以下「連絡調整員」という。)を甲に派遣するなどして、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

### (情報の共有)

第2条 乙は、大規模通信障害等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の通信設備復旧に努める。

2 甲は、芝山町内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、芝山町内において通信障害の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、芝山町内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

- ① ニュースリリースの内容
- ② 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

(2) 甲が乙に提供する情報

- ① 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された通信障害情報
- ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難所等

### (連絡調整員の役割)

第3条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部員会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

### (連絡調整員の派遣)

第4条 甲及び乙は、通信復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

### (費用の負担)

第5条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第6条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月24日

千葉県山武郡芝山町小池992番地  
甲 芝山町  
芝山町長 相川 勝重

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地  
幕張テクノガーデンビルD棟13階  
乙 東日本電信電話株式会社  
取締役 千葉事業部長 境 麻千子